様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号　０４０２０００１７３５

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　大分県中津市三光下秣字大源寺平３１０番地の１

氏　名　平山産業株式会社
代表取締役　崔　起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　６　年　９　月　１３　日

許可の有効年月日　令和　１３　年　９　月　１２　日

1．事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類　以上８品目

中間処理（破砕）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、繊維くず　以上２品目

以下余白

2．事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設：設置場所　福岡県豊前市大字四郎丸１０８８番２外１筆
設置年月日　平成２４年５月２１日
処理能力　４２．１ｔ／日（８時間）

破砕施設：設置場所　福岡県豊前市大字四郎丸１０８８番１
設置年月日　平成２６年９月２０日
処理能力　廃プラスチック類　２．２ｔ／日（８時間）
繊維くず　１．７４ｔ／日（８時間）

以下余白

3．許可の条件

（１）中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は１５７㎥以下とすること。

（２）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ゴムくず、ガラスくず等、がれき類）の保管数量は６．６㎥以下とすること。

（３）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類、繊維くず）の保管数量は５．５㎥以下とすること。

（以下裏面記載）

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

（裏面）

（４）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。））の保管数量は３０㎥以下とすること。

（５）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず）の保管数量は８．２１㎥以下とすること。

（６）中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず、ふるい下残さ）の保管数量はそれぞれ８．２１㎥以下とすること。

以下余白

４．許可の更新又は変更の状況

平成２７年１１月　５日　変更許可により中間処理（破砕）の追加

平成２９年　９月１３日　更新許可

令和　６年　９月１３日　更新許可

以下余白

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　(無)